

平成24年第2回定例会健康福祉病院常任委員会

説明資料

1/7審査済

《議案補充説明》

【議案第33号、34号、35号、36号】

- 1 社会福祉施設等の設備基準等を定める条例案の概要について 1
 三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例案
- 【議案第45号】
- 2 三重県女性相談所条例の一部を改正する条例案について 5
- 【議案第46号】
- 3 認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案について 7
- 【議案第61号】
- 4 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の認可について 9

《所管事項説明》

1/7調査済

- 1 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」（中間案）について 11
2 新しい「三重の健康づくり基本計画」（中間案）について 15
3 「三重県がん対策戦略プラン第2次改訂」（中間案）について 19
4 第2次「三重県自殺対策行動計画」（中間案）について 25
5 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」（中間案）について 29
6 「第二期三重県医療費適正化計画」（素案）について 33
7 「三重県動物愛護管理推進計画」の改訂について 37
8 新型インフルエンザ対策について 39
9 みえライフィノベーション総合特区の進捗状況について 41
10 子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」について 45
11 児童虐待死亡事例の発生を踏まえた緊急点検の結果について 47
12 地域機関の見直しについて 49
13 墓地・埋葬等に関する事務の権限移譲について 53
14 各種審議会等の審議状況の報告について 55

《別冊》

- （資料1）三重県保健医療計画（第5次改訂）（中間案）【概要版】
（資料2）新しい三重の健康づくり基本計画（中間案）
（資料3）三重県がん対策戦略プラン第2次改訂（中間案）
（資料4）第2次三重県自殺対策行動計画（中間案）
（資料5）みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（中間案）
（資料6）第二期三重県医療費適正化計画（素案）

【所管事項説明】

7 「三重県動物愛護管理推進計画」の改訂について

1 計画改訂の趣旨

県では、平成 20 年 3 月に、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」という。）第 6 条に基づき、人と動物が安全・快適に共生できる社会を 10 年後のめざすべき姿とし、県民一人ひとりや関係団体など動物愛護管理に関するさまざまな主体に共通する行動指針として、三重県動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）を策定しました。

このような中、環境省は、平成 24 年 9 月に法の改正を行うとともに、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を今年度中に改正することとしています。

各都道府県の動物愛護管理推進計画は基本方針に即して定めるものとされており、本県の計画についても、基本方針の改正にあわせるとともに、本県における動物愛護等に関する社会環境や県民意識の変化、専門的な知見等も踏まえて改訂します。

なお、現時点では基本指針の改正内容の詳細が提示されておらず、当面は県独自で検討できる部分から改訂作業に着手し、基本指針の改正内容が明らかになった時点でその内容を県計画に反映することとします。

2 改訂の方向性

今回の県計画の改訂では、現行の計画に基づく取組内容の成果と課題を検証したうえで、取組内容及び実施主体を見直し、今後重点的に推進するべき内容を追加します。

また、基本方策毎に設定した数値目標について、平成 25 年度から平成 29 年度までの新たな目標値を設定します。

【平成 25 年度から平成 29 年度までに重点的に推進するべき取組内容】

（1）犬猫の引取数減少のための取組

動物の終生飼養に関する普及啓発を継続するとともに、引取りの大半を占める所有者の判明しない猫の取扱に関するガイドラインを作成していきます。

（2）災害時等における動物の取扱いにかかる取組体制の充実

災害が発生した場合の危機管理体制の確保や災害が発生した際の県民、関係団体等さまざまな主体の基本的な心構えなどを啓発するためのガイドラインを作成していきます。

（3）三重県動物愛護管理センターの機能の充実

動物愛護管理業務を推進するため、三重県動物愛護管理センターの機能の充実に取り組みます。

3 今年度のスケジュール（予定）

平成 24 年 11 月～12 月	県内市町への説明会・意見聴取
平成 24 年 12 月～平成 25 年 1 月	パブリックコメントを実施
平成 25 年 1 月	三重県動物愛護管理推進計画検討会（第 3 回）の開催
平成 25 年 3 月	健康福祉病院常任委員会へ改訂案報告

【参考】

三重県動物愛護管理推進計画（現行計画）

1 計画の性格・位置づけ

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第 6 条に基づく県の計画であり、市町、県等の行政の取組だけでなく、県民一人ひとりや関係団体など動物愛護管理に関わるさまざまな主体に共通する行動指針としての性格を有するものです。

2 計画の構成

本計画は、人と動物とが安全・快適に共生できる社会を 10 年後のめざすべき姿とし、次の 3 つの基本的視点でその実現に取り組むこととしています。

また、そのための基本方策および基本方策を推進する体制の整備を体系として提示し、具体的な取組内容については、その体系に沿って定めています。

<3 つの基本的視点>

視点 1：動物を正しく理解し、愛護する

動物を思いやる気持ちを育てる視点を大切にします。

視点 2：管理から愛護管理へと転換する

動物の管理において、愛護し適正飼養するという視点を大切にします。

視点 3：地域社会全体で共生に取り組む

地域社会全体で、地域のさまざまな課題に取り組む視点を大切にします。

<体系> I 基本方策

1 動物を愛護する心の啓発

2 動物の健康と人の安全の確保

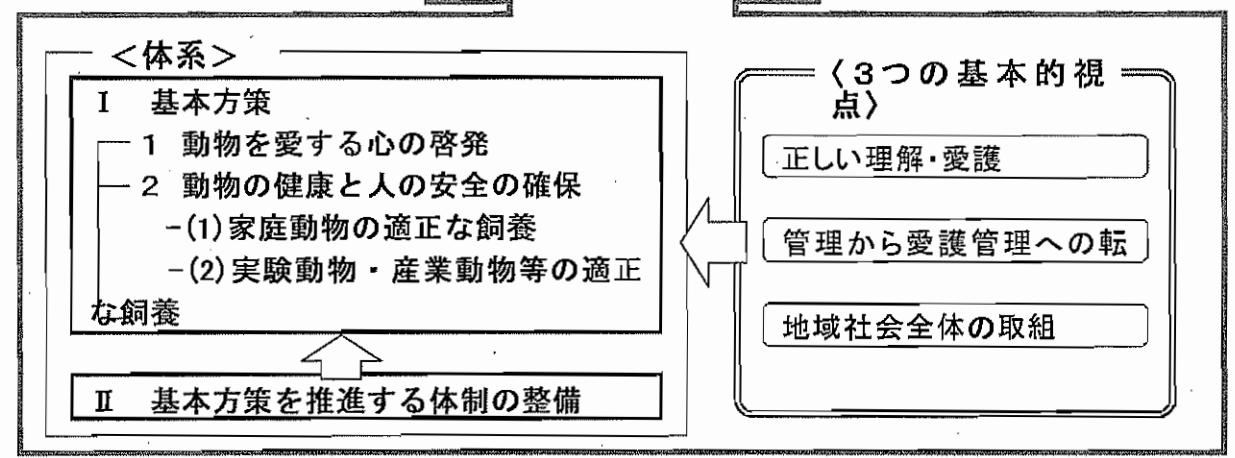
-(1) 家庭動物の適正な飼養

-(2) 実験動物・産業動物等の適正な飼養

3 地域社会における動物愛護管理の推進

II 基本方策を推進する体制の整備

(めざす姿) 人と動物とが安全・快適に共生できる社会



8 新型インフルエンザ対策について

1 県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

(1) 新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)」が公布されたところであり、公布の日から起算して一年以内に施行されることとなっています。

(2) 特措法第6～8条において、国、県、市町のそれぞれが行動計画を策定することと規定されています。

国は、平成24年8月に政府行動計画策定のため、新型インフルエンザ等対策有識者会議を設置し、平成25年1月頃に検討会議中間とりまとめ(骨子案)を示し、特措法施行後速やかに政府行動計画を策定することとしています。

(3) 本県においては、国の計画策定動向を注視し、適宜、県内の有識者や関係機関等から県における医療体制のあり方等の意見聴取を行いながら、関係部局等と連携し、政府行動計画策定後速やかに新たな県行動計画の策定を行うこととします。また、10月に市町に対して説明会を開催して情報共有を図ったところですが、今後も市町の行動計画が円滑に策定されるよう支援していきます。

2 県新型インフルエンザ等対策本部の設置及び関係条例の制定について

特措法第22条において、政府対策本部が設置されたときは、都道府県対策本部を設置しなければならないこととされており、また、同法第26条においては、「都道府県の新型インフルエンザ等対策本部に関する必要な事項は条例で定める」とされています。

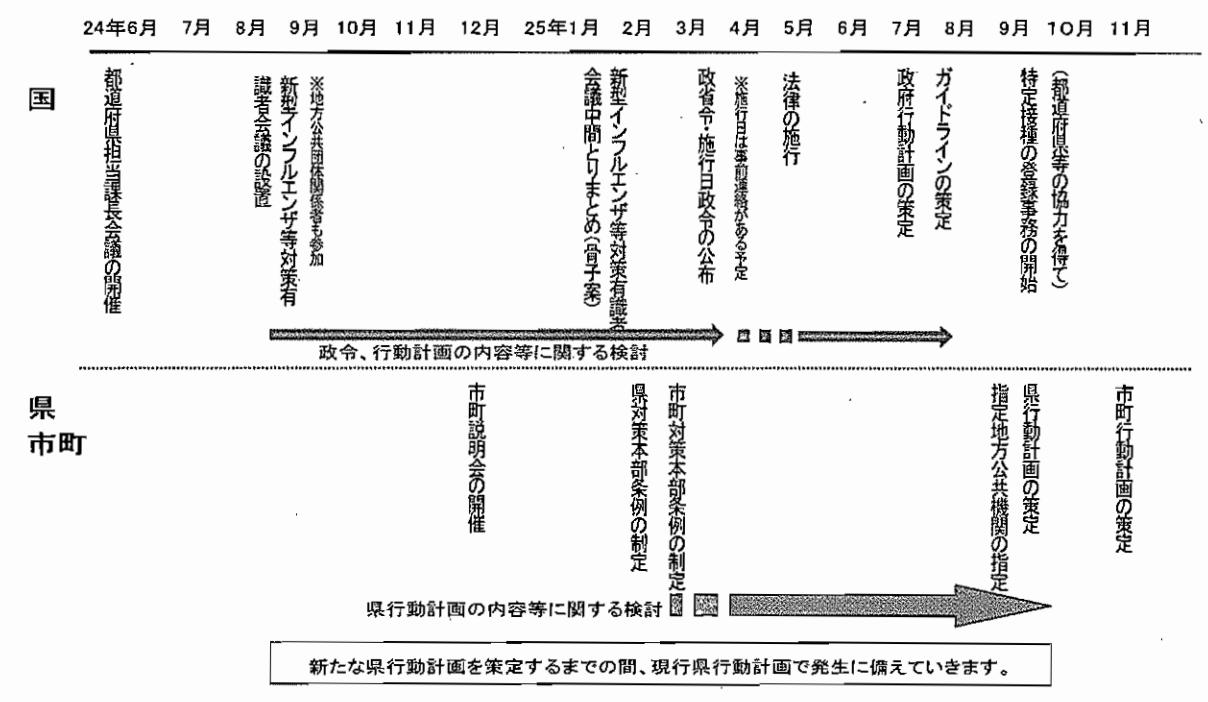
県対策本部については、政府行動計画と同様に法施行と同時に設置できるよう準備する必要があることから、「三重県新型インフルエンザ等対策本部条例(案)」を平成25年三重県議会定例会2月定例月会議に提出する予定です。

3 今後のスケジュール（予定）

平成 25 年 1 月頃	新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ（骨子案）
平成 25 年 1 月～	県公衆衛生審議会健康危機管理部会開催（県新型インフルエンザ等対策行動計画案の検討）
平成 25 年 2 月	三重県新型インフルエンザ等対策本部条例案の県議会への提出
平成 25 年 春頃	特措法の施行
平成 25 年 6 月	健康福祉病院常任委員会へ県行動計画案中間報告
平成 25 年 7 月頃	政府行動計画の策定・公表
	県行動計画案のパブリックコメント実施予定
平成 25 年 9 月頃	県公衆衛生審議会健康危機管理部会開催（県行動計画案の検討）
	県行動計画の策定及び健康福祉病院常任委員会へ報告
平成 25 年 9 月～	市町行動計画の策定

今後のスケジュール（予定）

※現時点の予定であり、今後変更がありうる。



【都道府県行動計画で掲げる主な事項（特措法第 7 条）】

- 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 - 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
 - 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
 - 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 市町村・指定地方公共機関が市町村行動計画・業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- その他、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項

【所管事項説明】

9 みえライフイノベーション総合特区の進捗状況について

1 みえメディカルバレー構想と総合特区の関係について

県内に医療・健康・福祉産業の創出と集積を図る「みえメディカルバレー構想」を推進するため、その実施計画を産学官民のメンバーで構成する「みえメディカルバレー推進代表者会議（会長：三重大学学長）」で策定しており、第1期実施計画（平成14～19年度）、第2期実施計画（平成20～22年度）に基づき、産学官民が連携して事業を展開することで、多くの成果を生み出してきました。

第3期実施計画については、「みえ県民力ビジョン・行動計画」に合わせ、実施期間を平成24～27年度として、平成24年3月に策定したところであり、

① 産学官民連携の充実 ② 技術力・地域力の充実 ③ みえライフイノベーションの推進

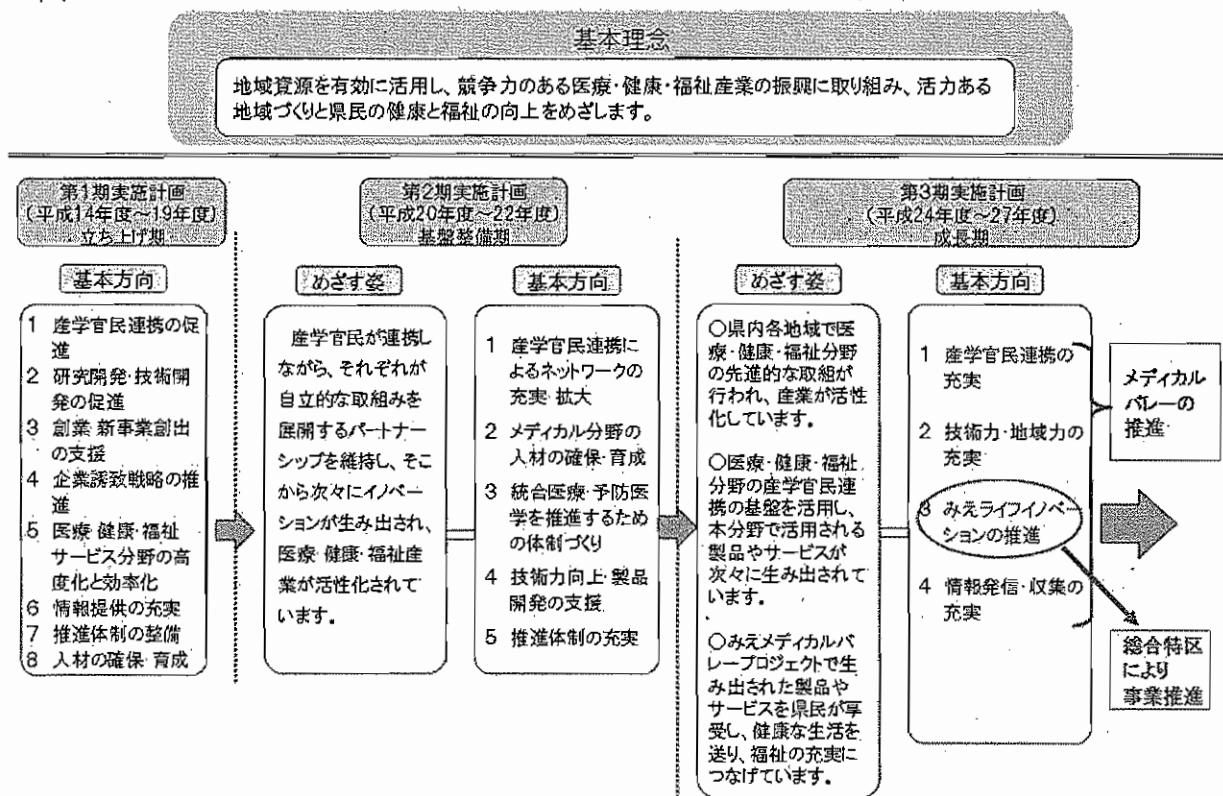
④ 情報発信・収集の充実

などの事業を展開することとしています。

特に、質的・量的にニーズが拡大し、潜在的市場価値の高い医療・健康・福祉分野については、ライフイノベーション^{※1}により、新たな産業の創出につなげることができることから、「③ みえライフイノベーションの推進」に注力して取り組むこととし、その中心的な取組として、「みえライフイノベーション総合特区」を進めていくこととしました（図1）。

図1

みえメディカルバレー構想 実施計画の推移



※平成14年度～平成23年度までの成果

- ・薬事関係事業所の立地：65施設
- ・健康・福祉分野販路開拓企業数：106事業所
- ・バイオベンチャー企業の起業：32社
- ・研究開発成功事例数：特許、製品開発等88件
- ・みえ治験医療ネットによる治験受入：177案件
- ・三重県内経済効果…1,063億円
- ・三重県内雇用数…5,454人

2 みえライフイノベーション総合特区の取組状況

平成24年7月25日に国から指定を受けた地域活性化総合特区「みえライフイノベーション総合特区」では、これまでの产学研官民連携体制の基盤や医療系ネットワークを活用し、患者の医療情報（治療、投薬、検査等）を統合した「統合型医療情報データベース」を構築するとともに、研究開発支援拠点「みえライフイノベーション推進センター^{*2}（MieLIP）」を県内7箇所に設置します。

このデータベースや拠点の活用、規制緩和策などにより、企業等による画期的な医薬品や医療機器等の創出、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などを図り、県内企業・大学等の活性化や県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることをめざすものです。

また、総合特区の目標として、県内への企業立地数や医薬品・医療機器の生産金額の増加等を掲げているほか、平成28年度の三重県内での経済効果を651億円、雇用創出人数を2,419人としています（図2）。

これらの取組を進めるため、10月19日、府内に知事を本部長とし、関係する9部局長を本部員とする「総合特区推進本部」を設置したところであり、今後は部局横断的に特区事業を推進していきます。

現在までの主な取組は、以下のとおりです。

- ① 総合特区で利用できる国の支援措置等を受けるためには県が総合特区計画を策定し、国に認定してもらう必要があります。そのため、まず当初から活用できる支援措置として国が用意している利子補給制度を盛り込んだ総合特区計画を国に提出し、11月30日に認定を受けたところであり、今後、関係する金融機関等と利子補給制度の活用について調整をしていきます。
- ② 地域拠点のひとつであるMieLIP鈴鹿が設置される鈴鹿医療科学大学で、10月19日に大学の医療福祉機器開発センターや県のみえライフイノベーション普及センター、サイバーダイン株式会社の中部・近畿拠点等が設置されるなど、既にMieLIP鈴鹿の形成につながる取組も開始されています。

3 今後の予定

国に提案している20項目の規制緩和措置や財政的支援については、現在、規制緩和措置3案件と財政的支援措置3案件について、関係省庁と協議をしているところであり、早期実現に向けて取り組んでいくとともに、協議の整ったものから特区計画に追加していく予定です。

また、総合特区地域協議会^{*3}やMieLIP連絡会議^{*4}を開催し、産学官民が連携して、特区計画の策定協議や拠点の早期設置と運営に向けた調整等を行っていく予定です。

さらに、本特区計画に多くの企業や研究機関等の参画を促進するため、県内外の企業・研究機関等を訪問するなど、戦略的な特区PR活動も実施していきます。

※1 ライフイノベーション：

医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や製品開発をめざす。

※2 みえライフイノベーション推進センター（MieLIP（みえりっぷ））：

みえライフイノベーション総合特区における研究開発支援拠点で「MieLIP（Mie Life Innovation Promotion Center）」と略称し、三重大学内に設置するMieLIPセントラルと鈴鹿、津、伊賀、多気、鳥羽、尾鷲の6カ所のMieLIP地域拠点で構成する。

※3 総合特区地域協議会：

総合特区を推進する事業の民間実施主体（民間企業・団体・NPO等）と地方公共団体による産学官民連携の協議会で、総合特別区域法で設置が規定されている。特区計画の策定や関係機関間の調整、事業の評価等を行う。

※4 MieLIP連絡会議：

MieLIP7拠点（セントラルと6地域拠点）の責任者で構成する会議で、各拠点で実施する事業の協議や拠点間の情報共有等を図る。

図2

【地域活性化総合特区】みえライフノベーション総合特区 【対象区域・三重県全域】

**概要**

県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者の医療情報（健診、治療、投薬、検査、診断用画像、副作用情報、遺伝子情報等）を統合した「統合型医療情報データベース」を核に、研究開発コーディネート機能等を備えた「みえライフノベーション推進センター（Mi eLIP、三重大学内に設置）」及び地域の特性を生かした産業創出を支援する6つのMi eLIP地域拠点を設置し、県内で医薬品や医療機器等の研究開発を行う環境を整備します。拠点の活用と規制緩和策などにより、画期的な医薬品や医療機器等の創出、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内企業・大学等の活性化や県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフノベーションに寄与する地域になることをめざします。

期待される効果

(県内の効果) ○ 5年後の経済効果…651億円
○ 5年後の新たな雇用…2,419人

(全国の効果) ○ 5年後の経済効果…1,914億円
○ 5年後の新たな雇用…9,051人

評価指標・数量目標

1. 医療情報DB: 30万人分(5年間累計)
2. 医療福祉現場のニーズ収集: 2000件(5年間累計)
3. 医薬品生産金額: 5年間で50%増、医療機器生産金額: 5年間で100%増
4. 医療・健康・福祉分野企業立地(第2創業含む)・研究機関立地数: 50件(5年累計)(過去5年間の実績25件を倍増)
5. 研究開発支援プラットホーム活用機関数: 県内50機関、県外30機関(各5年間累計)

地域活性化参画団体

(自治体関係者) 三重県、津市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、伊賀市、多気町
(団体、民間企業等) 公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会、公益社団法人三重県看護協会、一般社団法人 三重県作業療法士会、三重県薬事工業会、食品企業、金融機関
(大学、研究機関等) 三重大学、鈴鹿医療科学大学等 県内8大学3高等 等

10 子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」について

三重県子ども条例に基づく、子ども専用の相談窓口として、「こどもほっとダイヤル」を平成24年2月に開設し、これまでの約10か月間に3,259件の相談を受けました。今後も関係機関と連携しながら適切に運営していきます。

1 相談電話概要

- (1) 名 称 こどもほっとダイヤル
(2) 電話形式 フリーダイヤル
(3) 受付時間 年末年始を除く毎日、午後1時～午後9時
(4) 窓口体制 常時2名の相談員が対応
(NPO法人チャイルドラインMIEネットワークに委託して運営)

(5) 相談の受け方

- ① 子どもの声をしっかりと受け止める。
子どもからの声を直接受け止めることで子ども自身の悩みを軽減する。
- ② 子どもの悩みに寄り添い、解決に向けて支える。
継続的に寄り添い助言などを行いながら、子ども自身が解決に向かうよう支える。
- ③ 専門機関等に適切につなぐ。
専門的な対応によって解決すべき事案などを見極め、児童相談所や教育委員会などに適切につなぐ。

(6) 運営体制

こどもほっとダイヤルの相談状況の情報共有や連携体制のふりかえりをする「関係機関連絡会議」を設けるとともに、運営の円滑化のため、受託者と児童相談センターによる「運営会議」を開催し、適切な運営に努めています。

また、監修指導者の指導を受け、相談員とともに相談事案の対応方法等について検討しながら運営しています。

※「関係機関連絡会議」構成員 児童相談センター、教育委員会、女性相談所、警察本部、子ども・家庭局、受託者

(7) 周知啓発

県内の小学校・中学校・高校・特別支援学校の全児童・生徒に対してカード等を配布するとともに、関係機関等と連携して周知啓発に努めています。

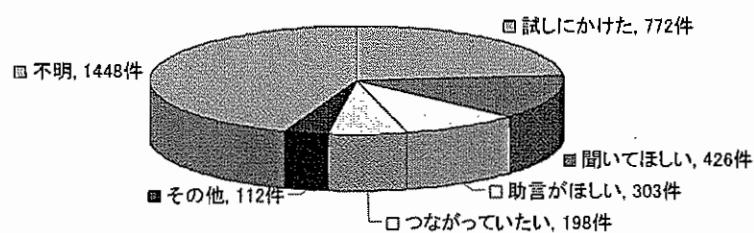
2 相談実績（平成24年2月10日～平成24年11月末）

- (1) 件 数 3,259件（平成23年度982件、平成24年度2,277件）
(2) 端末別 携帯2,085件、固定984件、公衆190件
(3) 年代別 小学生以下232件、中学生317件、高校生109件、その他47件、不明2,554件
(4) 性 別 男子1,412件、女子951件、不明896件
(5) 相談内容別 人間関係、心に関する事などが多く、いじめ、学業、恋愛、体に関する事、性の興味、虐待など多岐にわたります。

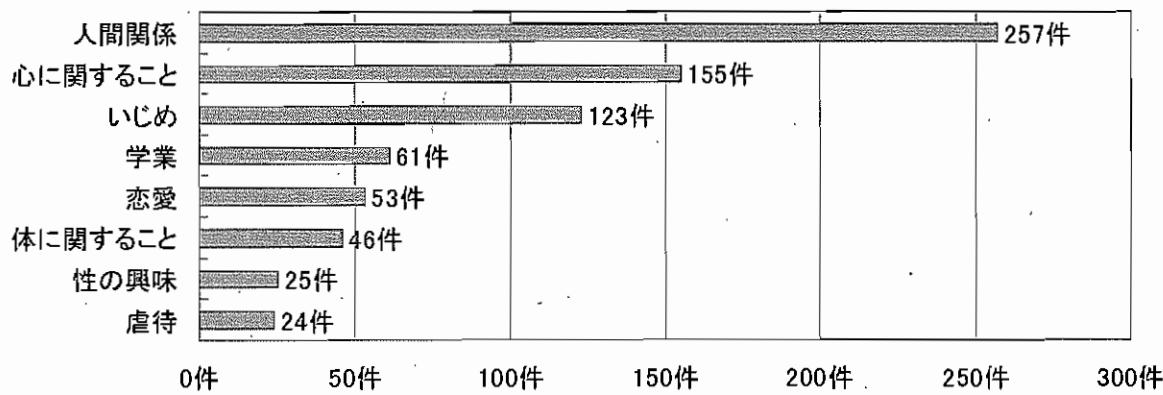
3 今後の取組

一層の周知・広報に努め、悩みを抱える子どもに向き合うとともににより良い支援が行われるよう関係機関との連携を強化して対応していきます。

《電話をかけた動機》



《主な相談内容》



11 児童虐待死亡事例の発生を踏まえた緊急点検の結果について

1 桑名市における乳児死亡事例を踏まえた緊急点検

(1) 緊急点検の考え方

桑名市における乳児死亡事例は、乳児院に入所中の児童の一時外泊中における精神的に不安定な母親との関わりの中で発生していることから、県内の児童福祉施設に入所措置中の児童等における類似ケースについて、対応に問題がないか、緊急点検（平成24年8月22日～29日）を実施しました。

(2) 緊急点検の対象者

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に入所又は委託中のケース560件（平成24年8月22日時点）のうち、

- ① 6歳以下の乳幼児ケースで、
- ② 精神的に不安定（※）な保護者がおり、
- ③ 平成24年4月以降、保護者と外出泊を実施し今後も外出泊が見込まれるケース

上記の要件に全て該当する37件について、緊急点検を実施しました。

※ 精神的に不安定とは、医師の診断又は判定等を受けているものだけではなく、社会調査等において保護者が精神的に不安定であると判断されたものを含む。

(3) 緊急点検の内容

外泊時における、

- ① 親族や関係機関の支援の有無
- ② 保護者の精神的な状況等の把握の有無

について、緊急点検を実施しました。

(4) 緊急点検の結果

全てのケースで、外出泊時には親族や関係機関が関与していること、また、保護者の精神的状況について把握されていることを確認しました。

緊急点検結果内訳

施設種別	該当件数	親族・関係機関の支援	保護者の状況把握
児童養護施設	23件	23件	23件
乳児院	10件	10件	10件
ファミリーホーム	2件	2件	2件
里親	2件	2件	2件
合計	37件	37件	37件

※情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は該当なし。

2 四日市市における乳児死亡事例を踏まえた緊急点検

(1) 緊急点検の考え方

四日市市における乳児死亡事例は、在宅による育児の中で、0歳児の子どもがなつきにくい等のストレスを抱える母親により発生していることから、類似のケースについて、対応に問題がないか、市町と連携して緊急点検（平成24年10月29日～11月30日）を実施しました。

(2) 緊急点検の対象者

児童相談所が虐待ケースとして対応している1,688件（平成24年10月29日時点）のうち、6歳以下ケース687件について、点検を実施しました。

さらに、児童相談所が関わっている0歳児ケース38件については、目視による安全確認等を実施しました。

(3) 緊急点検の内容

6歳以下の乳幼児ケースで、

- ① リスクの変化の把握等により、適切な判断がなされているか特に、0歳児については、
- ② 要保護児童対策地域協議会における具体的対応の検討の有無
- ③ 関係機関等による支援の有無
- ④ 計画に沿った対応実施の有無
- ⑤ 目視による安全確認

について、緊急点検を実施しました。

(4) 緊急点検の結果

- ① 6歳以下ケース687件のうち、12件については、新たな子どもの出生や保護者の入院等家庭環境の変化等により、児童相談所の関わりの頻度を上げることとしました。
- ② 0歳児ケース38件については、全ての乳児の安全を確認しましたが、要保護児童対策地域協議会での具体的対応がされていなかったケースが2件、計画に沿った対応が不充分であったケースが3件、判明しましたので、要保護児童対策地域協議会で再度協議し、至急対応することとしました。

○ 6歳以下ケースの点検結果内訳

6歳以下ケース数	687件
(3)① 新たなリスクの発生に伴う対応計画の見直し	12件

○ 0歳児ケースの点検結果内訳

0歳児ケース数	38件
(3)② 要対協での具体的な対応の検討有	36件
(3)③ 関係機関等による支援有	38件
(3)④ 計画に沿った対応実施有	35件
(3)⑤ 安全確認の実施	38件

12 地域機関の見直しについて

健康福祉部における地域機関の見直しは、児童相談センターと保健福祉事務所を対象として実施します。

1 現状と課題

(1) 児童相談センター

平成 22 年度に鈴鹿市で発生した重篤な虐待事例の検証を踏まえ、児童相談所の体制を増強し、職員の対応力向上や市町との連携強化へ向けた取組、未然防止の取組などを進めてきましたが、児童虐待相談件数が増加を続ける中、今年、2 件の児童虐待死亡事例が発生しました。

今回の事例については、現在、検証作業が行われていますが、児童相談所におけるリスク判断や関係機関との連携が課題として指摘されており、検証結果を踏まえて、再発防止に向けた一層の取組の強化が必要となっています。

(2) 保健福祉事務所（保健所、福祉事務所）

平成 10 年度に、保健所、福祉事務所と児童相談所を統合した組織として、県民局の中に保健福祉部が新設されましたが、平成 18 年度から現在の保健福祉事務所となりました。市町村合併の進展、四日市市保健所の設置など状況が変化する中で、福祉事務所が併置されていない保健福祉事務所も生じています。

こうした中で、簡素で分かりやすく、効率的・効果的な業務執行体制の構築を図るとともに、専門性の維持確保を図ることが求められています。

保健所には、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保、地域保健の広域的かつ専門的な拠点としての機能強化が求められています。

福祉事務所には、不況の影響などによって、生活保護のケース数が増加する中で、濫給や漏給に対する国民の視線が厳しくなっており、生活に困窮する県民の方々に対し、必要とする支援を的確に提供していく専門性が求められています。

2 具体的な見直し案

(1) 児童相談センター

① 介入型支援・法的対応力の向上

子どもの安全を最優先に、立入調査や一時保護等が的確に実施されるよう、児童相談センターに新たに専門的組織を設置し、各児童相談所におけるリスク対応や判断を支援します。

職員体制として、行政職員のほか、警察関係職員や弁護士等を配置することを検討しています。

② 市町の相談体制の支援

専任職員の配置状況など各市町における児童相談体制の現状がさまざまであるなか、ニーズに応じた研修や人事交流の促進、専門的な助言などを総合的

に展開することで、市町の相談対応力の向上を支援するとともに、市町の児童相談窓口や保健分野等と児童相談所との連携の強化を図ります。

③ 家庭児童支援室の再編

親への支援も含めた個別事案における各児童相談所への専門的な支援や、要保護児童に対する家庭的養護環境の整備を推進するため組織の再編を行います。

(2) 保健福祉事務所（保健所、福祉事務所）

保健福祉事務所を廃止し、保健所と福祉事務所に分離します。

① 保健所

県民の保健医療面での安全・安心の確保を担う地域の拠点として機能を充実させるために、課の名称や所掌事務の整理を行ったうえで、専門性の維持確保を図ることとし、当面は現在の所管区域を維持することとします。

② 福祉事務所

主要な業務である生活保護について、組織としての専門性を維持確保とともに、効率的な業務体制を確保するため、県民サービスの視点を考慮しながら、事務所の一部統合を行います。

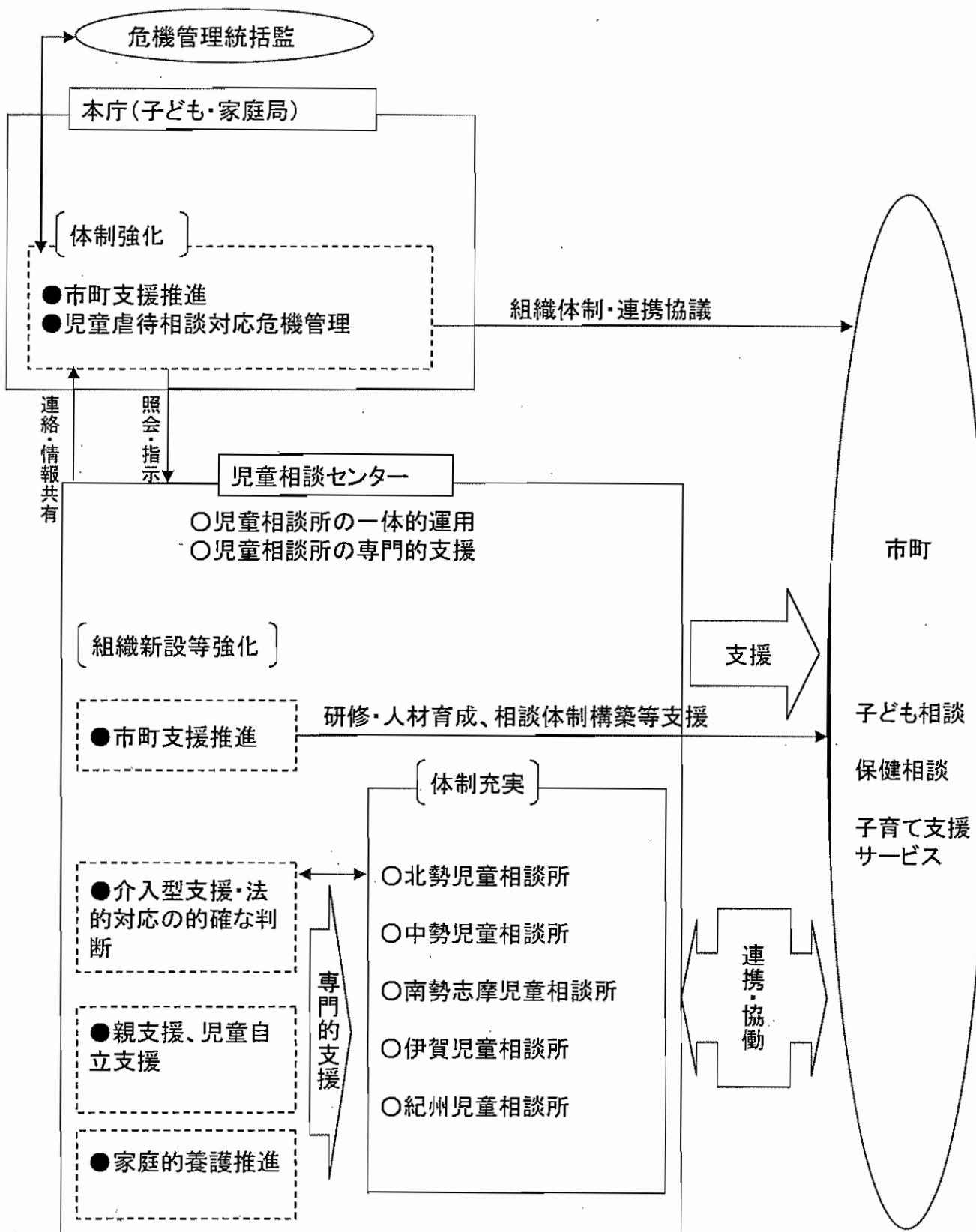
具体的には、現行の5事務所（北勢、多気、度会、紀北、紀南）を見直し、4事務所（北勢、多気度会、紀北、紀南）体制とし、新設する「多気度会福祉事務所」の事務所は、伊勢庁舎に置くこととします。

※ 現在、生活保護以外の福祉サービスの大半が町村に権限移譲されてきており、生活保護を含めた福祉サービスを総合的に提供することが、住民の利便性の向上につながるものと考えています。

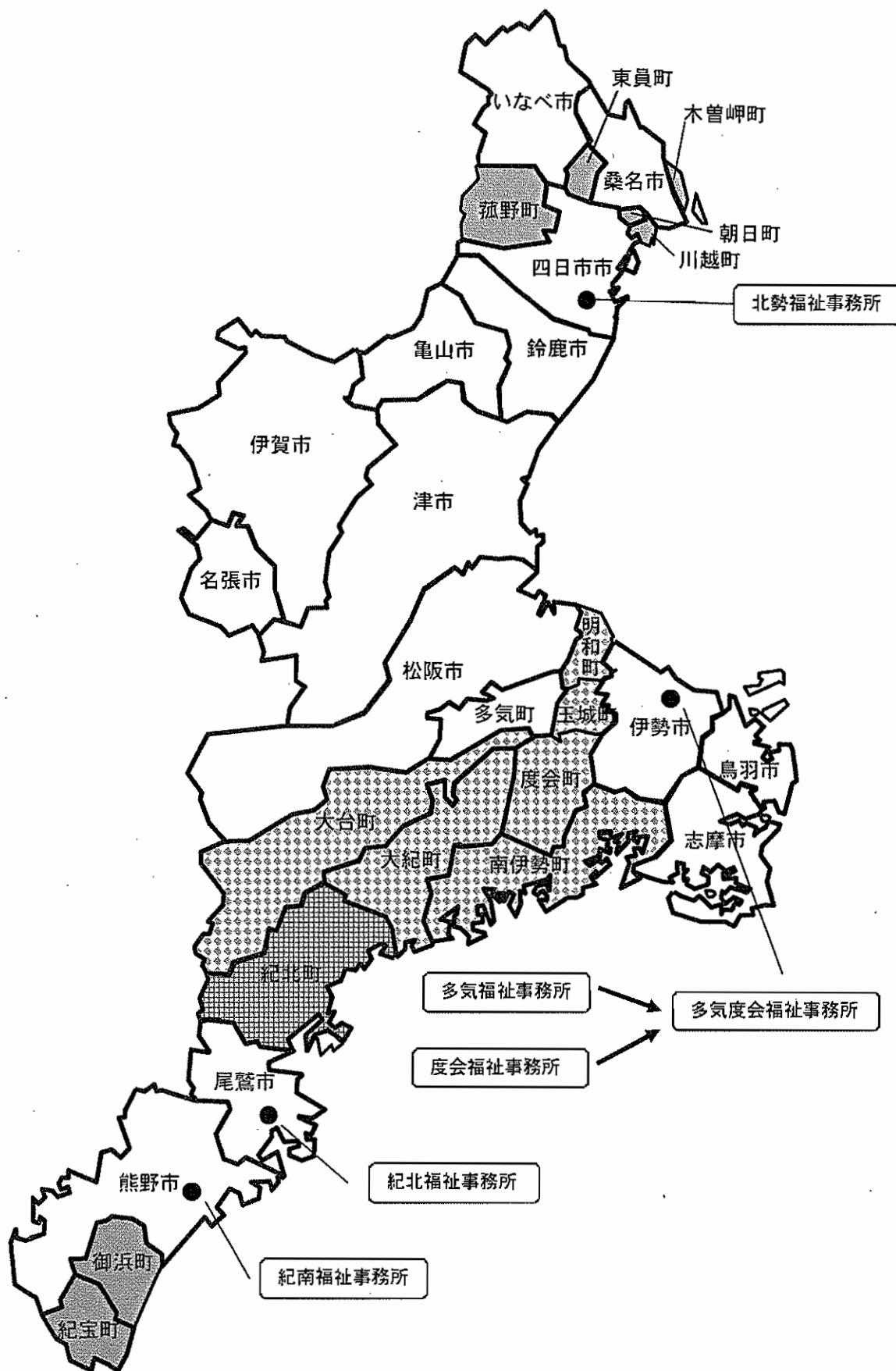
福祉事務所は、県と市に設置が義務づけられていますが、町村は任意で設置することができ、全国的に見ると、島根県、鳥取県、広島県など、県内の全て、あるいはほとんどの町村が福祉事務所を設置するような県も出てきています。本県でも多気町が平成23年4月に福祉事務所を設置し、住民への総合的な福祉サービスが提供されています。

こうしたことを踏まえ、今後、町での福祉事務所の設置について、県としての支援の方針を示しながら、それぞれの町の意見を聞き、議論していきます。

児童相談センターの体制強化(イメージ図)



福祉事務所の見直し(案)



【所管事項説明】

13 墓地・埋葬等に関する事務の権限移譲について

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「墓地・埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)の一部が改正となり、これまで知事の権限であった墓地・埋葬等に関する事務の一部が平成24年4月1日から市及び特別区に移譲されました。

本県としては、「三重県権限移譲推進方針」に基づき、今回、市に移譲された当該事務について、県内各町に対して権限移譲の働きかけをしてきたところです。

この結果、下記のとおり権限移譲を行うことの同意が得られましたので、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事権限である「墓地・埋葬等に関する法律」に関する一部の事務を移譲することとし、それにあわせて「三重県事務処理の特例に関する条例」の一部改正を行います。

2 権限移譲先について

多気町

3 権限移譲する業務の概要

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可
- (2) 墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は廃止の許可
- (3) 火葬場への立入検査又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者からの報告
徴収
- (4) 墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取
り消し

なお、当該権限は平成25年4月1日から移譲します。(「三重県事務処理の特例に関する条例」の一部改正の施行日と同日)

(参考)地方自治法第252条の17の2

- 1 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

【所管事項説明】

14 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成24年9月18日～平成24年11月19日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成24年9月19日
3 委員	会長 内田 淳正 委員 村本 淳子 他6名
4 諮問事項	三重県保健医療計画（第5次改訂）について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画（第5次改訂）における検討体制、枠組み、二次保健医療圏の設定、検討状況等について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会病床整備等検討部会
2 開催年月日	平成24年9月19日
3 委員	部会長 内田 淳正 委員 青木 重孝 他4名
4 諮問事項	大台町における公的病院の再編統合に伴う病床の取扱いについて
5 調査審議結果	医療機能の再編統合による一部病院の増床について、厚生労働大臣に対して承認申請を行うことを決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成24年9月20日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務実績の評価基準について
5 調査審議結果	業務実績に関する評価基本方針（素案）及び各事業年度の業務実績評価実施要領（素案）について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県脳卒中医療福祉連携懇話会
2 開催年月日	平成24年9月25日
3 委員	座長 富本秀和 委員 家田俊明 他14名
4 質問事項	1 脳卒中クリティカルパスの運用状況について 2 維持期の連携手法について 3 ID-Link及び地域医療再生基金について（現状報告） 4 三重県の各種計画について ・ヘルシーピープルみえ・21最終評価について ・新しい三重の健康づくり基本計画（循環器（脳卒中））について ・三重県保健医療計画（第5次改訂）脳卒中対策について
5 調査審議結果	脳卒中クリティカルパスの運用状況、ID-Link及び地域医療再生基金の現状について事務局から説明を行うとともに、維持期の連携手法について委員から提案があった。 また、各種計画については、事務局案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成24年9月27日
3 委員	部会長 村瀬勝彦 委員 清水将之 他4名
4 質問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った（1件）。 2 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った（1件）。 3 児童の虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童虐待死亡事例の検証を行った（1件）。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成24年9月28日
3 委員	会長 斎藤 純一 委員 坂村 春美 他10名
4 諮問事項	三重県保健医療計画（第5次改訂）について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画（第5次改訂）における「精神疾患」について、事務局案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成24年10月5日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 伊藤 卓也 他10名
4 諮問事項	三重県保健医療計画（第5次改訂）について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画（第5次改訂）における、在宅医療の現状分析と課題について、事務局案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成24年10月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定について
5 調査審議結果	13名（新規11名、診察領域の追加2名）の医師の指定について、同意を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成24年10月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った（2件）。 2 児童の虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童虐待死亡事例の検証を行った（1件）。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成24年10月22日
3 委員	会 長 内田 淳正 委 員 濱田 正行 他10名
4 諮問事項	1 三重県がん対策戦略プラン第2次改訂の進捗状況について 2 がん対策推進条例の制定について 3 平成24年度三重県がん検診精度管理調査の結果について
5 調査審議結果	1 三重県がん対策戦略プラン第2次改訂の策定状況について報告し、意見交換を行った。 2 がん対策推進条例の制定について意見交換を行った。 3 がん検診精度管理調査の結果について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成24年10月22日
3 委員	部会長 青木 重孝 委 員 濱田 正行 他3名
4 諮問事項	社会医療法人の認定、医療法人の設立・解散について
5 調査審議結果	社会医療法人の認定、医療法人の設立・解散について審議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成24年10月30日
3 委員	部会長 竹田 寛 委 員 青木 重孝 他6名
4 諮問事項	三重県保健医療計画（第5次改訂）に係るべき地医療対策及び医師確保対策について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成24年11月1日
3 委員	委員長 森下 達也 委 員 久留原 進 他18名
4 諮問事項	(報告事項) 1 三重県避難所運営マニュアル策定指針の改定について 2 こども心身発達医療センター（仮称）の整備について 3 三重県子ども施策に関する年次報告書について 4 三重県における家庭的養護の推進について 5 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の導入について 6 専門分科会・審査部会の審議状況について
5 調査審議結果	上記報告事項について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会災害医療対策部会
2 開催年月日	平成24年11月1日
3 委員	部会長 高瀬 幸次郎 委 員 竹田 寛 他10名
4 諮問事項	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）に係る災害医療対策について 2 災害医療対応マニュアルの改訂について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成24年11月1日
3 委員	会長 中井 孝佳 副会長 橋上 裕 他11名
4 諮問事項	「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（仮称）」（案）について
5 調査審議結果	県の歯科保健の現状及び「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（仮称）」（案）について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成24年11月5日
3 委員	委員長 他12名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	1 平成25年度以降の准看護師試験問題作成における東海北陸ブロックへの奈良県の参加について 2 外国の看護学校養成所を卒業した者、又は外国において看護師免許を取得した者の三重県准看護師受験資格認定に関する要領について 3 平成24年度准看護師試験問題（案）についての審議
5 調査審議結果	1 参加について、承認を得た。 2 新要領について、承認を得た。 3 准看護師試験問題（案）の内容確認を行い、委員からの意見をまとめた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会三重県がん対策戦略プラン策定検討部会
2 開催年月日	平成24年11月6日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 矢花 正 他11名
4 諮問事項	1 三重県がん対策戦略プラン第2次改訂の策定について 2 三重県保健医療計画（第5次改訂）について 3 がん対策推進条例の制定について
5 調査審議結果	がん対策戦略プラン及び保健医療計画のがん対策について意見交換を行うとともに、がん対策推進条例について全国の制定状況及び三重県がん対策推進協議会における意見交換の概要について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	平成24年11月7日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 二井 栄 他11名
4 質問事項	三重県保健医療計画（第5次改訂）に係る周産期医療対策について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会
2 開催年月日	平成24年11月7日
3 委員	部会長 河野 啓子 委員 馬岡 晋 他16名
4 質問事項	1 新しい三重の健康づくり基本計画について（糖尿病、循環器疾患） 2 三重県保健医療計画（第5次改訂）について（糖尿病、急性心筋梗塞）
5 調査審議結果	事務局案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成24年11月8日
3 委員	会長 斎藤 洋一 委員 伊藤 徹弥 他11名
4 質問事項	1 自殺総合対策大綱について 2 三重県における自殺に関する分析結果について 3 第2次三重県自殺対策行動計画（中間案）について
5 調査審議結果	自殺総合対策大綱および分析結果について事務局から説明し、第2次行動計画について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成24年11月8日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 伊藤 卓也 他13名
4 質問事項	三重県保健医療計画（第5次改訂）について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画（第5次改訂）における、在宅医療の数値目標、取組方向・取組内容、および小児在宅医療の現状、課題、施策の展開について、事務局案を説明し、意見交換、検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成24年11月9日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 伊藤 義純 他18名
4 質問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 三重県障害者自立支援協議会開催報告について 3 障害者総合支援法について
5 調査審議結果	事務局案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成24年11月13日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 質問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童の虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童虐待死亡事例の検証を行った（1件）。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会感染症部会
2 開催年月日	平成24年11月14日
3 委員	部会長 吉岡 平 委 員 青木 昭男 他6名
4 諮問事項	1 三重県の結核病床のあり方について 2 新型インフルエンザ等対策について
5 調査審議結果	1 三重県保健医療計画（第5次改訂）における結核病床基準病床数の検討を行った。 2 事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療費適正化計画策定懇話会
2 開催年月日	平成24年11月16日
3 委員	座 長 中野 正孝 委 員 青木 重孝 他8名
4 諮問事項	第二期三重県医療費適正化計画(素案)について
5 調査審議結果	第二期三重県医療費適正化計画(素案)について、事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	平成24年11月19日
3 委員	会 長 篠島 茂 委 員 村本淳子 他17名
4 諮問事項	1 新しい三重の健康づくり基本計画（中間案）について 2 部会開催状況について ・予防接種部会 ・地域・職域連携部会 ・歯科保健推進部会 ・自殺対策推進部会
5 調査審議結果	事務局案として提出した中間案に対する審議を行い、その内容を踏まえて最終案をとりまとめ、次回審議会で審議を行うこととなった。 また、各部会における審議内容について報告を行った。
6 備考	